

船舶事故調査報告書

平成24年10月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年7月4日 14時57分ごろ
発生場所	熊本県天草市牛深港北東部の久玉浦 牛深港大池田防波堤灯台から真方位015° 500m付近 （概位 北緯32° 12.3′ 東経130° 02.2′）
事故調査の経過	平成24年7月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 福吉丸、13トン KM2-3877（漁船登録番号）、福吉魚類株式会社 17.85m (Lr) × 4.48m × 1.55m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、平成2年3月24日 B 漁船 政代丸、0.4トン KM3-52085（漁船登録番号）、個人所有 5.22m (Lr) × 1.81m × 0.38m、FRP ガソリン機関（船外機）、22kW、平成9年4月12日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 45歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成13年3月7日 免許証交付日 平成22年6月1日 （平成28年3月6日まで有効） B 船長B 男性 63歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年4月1日 免許証交付日 平成24年5月29日 （平成30年3月31日まで有効）
死傷者等	A なし B なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷船尾外板に擦過傷、オーニング支柱の曲損、船外機が濡損
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、久玉浦南東部の養殖場（以下「本件養殖場」という。）から久玉浦北部の船だまり（以下「本件船

	<p>だまり」という。)へ向けて航行中、船長Aが、本件養殖場を出て右舷側の浅瀬から離すために左転した後、平成24年7月4日14時56分ごろ本件船だまりに係留中の大型船へ向くように右転して針路を定め、約3.5ノットの速力で手動操舵により北北西進した。</p> <p>船長Aは、針路を定めたとき、本件養殖場と本件船だまりの間に他船を認めなかったため、前路に航行の支障となる船舶はいないと思い、前日から気になっていた機関室のビルジの状況を見ることとした。</p> <p>A船は、船長Aが、舵輪下方の機関室囲壁の引き戸を開けてビルジの状況を見ていたところ、前部甲板に座っていた甲板員が大声を上げたので、船首方至近のB船に気付き、機関を後進にかけたが、14時57分ごろ、久玉浦において、A船の船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、本件養殖場内の養殖筏に係留して釣りを行った後、14時30分ごろ本件養殖場北端の北西方約200m付近に移動して機関を止め、船首を北西方に向けて漂泊し、船長Bが、左舷中央部に座り、左舷前方を向いた姿勢で手釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、釣りに夢中になっており、衝突の約10秒前、機関音が聞こえたので振り向いたところ、左舷船尾方に接近したA船を視認し、立ち上がって両手を振り、大声で叫んだが、両船が衝突した。</p> <p>B船は、衝突の衝撃で右舷側に転覆し、船長Bが、落水したが、A船に救助された。</p> <p>B船は、転覆した状態でA船に横抱きされて本件船だまりに帰航し、A船の僚船のクレーンで復原された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>養殖漁業者の漁船は、本件船だまりに約10隻おり、本件養殖場や牛深港内のほかの養殖場で日曜日を除いて毎日給餌作業を行い、08時ごろほぼ一斉に出港し、16時ごろから作業が済んだ順に帰航していた。</p> <p>A船は、乗組員の都合により、本事故の約1か月前から、早めに給餌作業を終え、15時から15時半ごろの間に帰航していた。</p> <p>船長Aは、ふだん、B船やプレジャーボートが本件養殖場内の養殖筏に係留して釣りを行っているところをよく見掛けていたが、本事故発生場所付近で釣りを行っているところを見掛けたことがなかった。</p> <p>船長Bは、ふだん、本件養殖場付近で釣りを行っており、本事故発生場所付近で釣りをしている他船を見掛けたことがなく、養殖漁業者の漁船が帰航するのは16時過ぎなので、本事故当時、接近する船舶はいないと思い、釣りを行っていた。</p> <p>B船は、音響信号器具として救命胴衣の笛を備えていたが、船長B</p>

	<p>は救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長Bは、携帯電話を所持していたが、防水型ではなかったため、海水に濡れて使用できなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、久玉浦を北北西進中、船長Aが、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思込み、機関室のビルジの状況を見ることに意識を集中し、見張りを行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、久玉浦において漂泊して釣り中、船長Bが、接近する船舶はいないものと思込み、釣りに意識を集中し、見張りを行っていなかったことから、衝突直前に接近するA船に気づき、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、久玉浦において、A船が北北西進中、B船が漂泊して釣り中、両船船長が見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操船者が見張りの位置を離れる場合は、他の乗組員を見張りに就けること。 ・漂泊して釣りをしている場合でも、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・救命胴衣を着用すること。 ・携帯電話は、防水型のものが望ましい。